

令和 5 年度 群馬県立桐生高等学校 部活動方針

令和 5 年 5 月

第 1 目的

「独立自尊」「自主自律」「向学共励」の精神をもとに、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

第 2 本年度の部活動

- 1 本年度設置する部活動について
特別委員会 1 団体、運動部 28 部、学芸部 13 部、同好会 3 団体を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長（委員長）、副部長（副委員長）各 1 名をおく。
- 2 活動日及び活動時間について
 - (1) 週当たりの休養日の設定
 - ア 少なくとも週 1 日以上休養日を設定する。
 - イ 公式試合等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
 - (2) 長期休業中の休養日の設定
 - ア 学期中の休養日の設定に準ずる。
 - イ 生徒が十分な休養を確保できるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 3 活動時間
 - (1) 合理的かつ能率的な活動を行い、家庭学習時間の確保のため、平日は遅くとも 19:00 を目処に活動を終了する。
 - (2) 学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）の通常練習は、3 時間程度とする。
 - (3) やむを得ず終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休憩時間や休養日を適切に設定するなどして無理のないよう活動する。
- 4 朝練習
 - (1) 朝練習を行う場合は希望者のみとし、活動時間は以下のとおりとする。
活動時間 7:30～始業 10 分前（8:20）
 - (2) 原則として、放課後の練習時間が十分に取れる場合は行わない。
- 5 定期考査の前後における練習
 - (1) 原則として、定期考査 1 週間前（土日を含む）は部活動を行わない。
 - (2) ただし次のような場合には、届出を行ったうえで実施する。
 - ア テスト 1 週間前からテスト最終日までの期間に、公式試合等がある場合。
 - イ テスト直後の週末に、公式試合等がある場合。
 - (3) 活動時間は、集合から練習後の片付けを含めて 1 時間 30 分を限度とする。
 - (4) その他、やむを得ない事情がある場合には、事前に校長からの許可を得る。

第 3 安全対策

- 1 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- 2 生徒の健康状態を常に把握し指導にあたる。
- 3 事故等発生時の初期対応の大切さを確認する。
(応急処置、救急車要請、管理職及び保護者等への連絡と報告)
- 4 AED 設置場所
 - (1) 第一体育館 2 階の体育教官室内
 - (2) 本校舎の中央玄関（2 階）内側
 - (3) 学校が施錠されている際は、十分に注意してガラスを打ち破り、AED を緊急場所に運ぶ。

第4 経費等

- 1 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- 2 各部において部費を徴収する場合は必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定するとともに、以下のとおり、適正な管理を行う。
 - (1) 年間に複数回に渡っての部費の徴収や支払いがある場合やそれに準ずる場合には、通帳及び出納簿を作成する。
 - (2) 会計管理は複数名で行うとともに、年度末には会計報告を行う。

第5 参加大会等

部活動として大会等に参加する場合には、以下の点に留意する。

- 1 現在、県高体連や県高野連、県高文連の主催大会、及び各種機関や団体等が主催する多くの大会やコンクール、発表会等が開催されているが、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康や参加に要する費用の多寡などについても考慮し、参加大会等を精選する。
- 2 特別活動同好会等にみられるような特殊事情を除いては、顧問の引率のもとで参加する。
- 3 宿泊を伴う場合や県外の大会等に参加する場合には、保護者から参加同意書を得る。

第6 その他

- 1 外部指導者
専門的指導を求める生徒や保護者の要求に応えるとともに、教職員の指導力向上、負担軽減のために、校長の了承の下で外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。
- 2 部活動検討委員会
適切に部活動を実施するため、部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会等を活用する。